

令和3年度譲渡犬及び譲渡猫の不妊・去勢手術等適正飼養推進事業実施マニュアル

1 目的

このマニュアルは、公益社団法人三重県獣医師会等と連携して実施する譲渡犬及び譲渡猫の不妊・去勢手術等適正飼養推進事業に関し必要な事項を定め、犬及び猫の適正飼養並びに県の譲渡事業の推進を図ることを目的とする。

2 実施機関等

このマニュアルにおける実施機関等は、次のとおりとする。

(1) 実施機関

- ア 三重県動物愛護推進センター（以下「推進センター」という。）
- イ 各保健所（志摩市駐在を含む。以下「保健所」という。）
- ウ 三重県医療保健部食品安全課（以下「食品安全課」という。）

(2) 業務受託機関

- ア 公益社団法人三重県獣医師会（以下「獣医師会」という。）
- イ 公益財団法人三重県動物管理事務所（以下「管理事務所」という。）

(3) 協力機関

四日市市保健所

3 実施方法

(1) 譲渡前の犬及び猫の手術

ア 対象動物

各保健所又は推進センターが譲渡対象として管理する犬及び猫のうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に本事業に協力する県内の動物病院（以下「指定動物病院」という。）において不妊・去勢手術（以下「手術」という。）を行う犬及び猫

イ 手術対象動物の選定及び手術の依頼

保健所と推進センターは協議の上、対象動物の中から手術を行う犬又は猫（以下「手術対象動物」という。）を選定し、推進センターは獣医師会事務局（以下「事務局」という。）又は獣医師会支部の調整者（以下「支部調整者」という。）に手術の依頼を行う。原則として、手術対象動物を収容した保健所管内の支部に依頼するものとするが、管内に指定動物病院がない場合、受入れが困難な場合等は他保健所管内の支部に依頼する。

ウ 手術対象動物の手術日等の決定

推進センターは、事務局又は支部調整者から報告のあった指定動物病院と手術対象動物の手術日、搬入・搬出希望日時等を調整し、関係保健所に連絡する。

エ 手術対象動物の搬入

保健所は、手術対象動物を指定動物病院に搬入する。手術対象動物を収容した保健所管内に指定動物病院がない場合、搬入が困難な場合等は推進センターが搬入する。

オ 手術の実施

指定動物病院の獣医師は、当該動物の手術を行う。

カ 手術対象動物の搬出

保健所は、手術を施した手術対象動物を指定動物病院から搬出する。手術対象動物を収容した保健所管内に指定動物病院がない場合、搬出が困難な場合等は推進センターが搬出する。

キ 手術対象動物の術後管理

保健所又は推進センターは、手術を行った指定動物病院から処置の内容、術後管理方法等について説明を受け、譲り渡し又は試験飼養までの間、手術対象動物の術後管理を行う。術後管理は、原則として推進センターにおいて行うが、推進センターに搬入するまでの間は保健所の動物舎等で一時的に飼養管理を行う。

ク 手術後の報告

獣医師会は、推進センターが指定する日までに月単位の手術件数を推進センターに報告する。また、推進センターは、獣医師会から報告のあった手術件数を食品安全課に報告する。

(2) 譲渡後の犬及び猫の手術等適正飼養の推進

ア 対象動物

県が譲渡した犬及び猫のうち、令和3年4月1日以降、令和4年3月31日までに指定動物病院を利用し、手術を行う犬及び猫

イ 指定動物病院利用券の交付

推進センターは、獣医師会から指定動物病院利用券及び指定動物病院一覧を受け取り、対象動物の譲り渡しの際に譲渡申込者に本事業の説明を行い、指定動物病院利用券を交付する。

ウ 手術の実施等

指定動物病院は、対象動物の飼い主に対し、手術等適正飼養の指導を実施し、対象動物の手術を行う。

エ 手術後の報告

獣医師会は、推進センターが指定する日までに月単位の手術件数を推進センターに報告する。また、推進センターは、獣医師会から報告のあった手術件数を食品安全課に報告する。

4 その他

(1) 本マニュアルに定める事項以外の手続き等については、食品安全課又は推進センターが獣医師会と協議して定めるものとする。

(2) 推進センター及び保健所は、本マニュアルに関する業務のうち、犬及び猫の診療業務を除く業務について、管理事務所に依頼することができる。

(3) 推進センターは、必要に応じて四日市市保健所に本事業への協力依頼を行う。